指定管理者の候補者の選定結果概要

<table>
<tr><td colspan="3">施設名称</td><td colspan="3">六荘まちづくりセンター</td></tr>
<tr><td colspan="3">施設所管課</td><td colspan="3">市民協働部市民活躍課</td></tr>
<tr><td colspan="3">施設概要</td><td colspan="3">所在地：　滋賀県長浜市勝町 490 番地
構造・面積：鉄筋コンクリート造２階建（一部鉄骨造）
延床面積　1,462.72 ㎡
開設年度：　平成７年
施設内容：　多目的ホール、学習室、和室大、和室中、和室小、会議室Ａ、会議室Ｂ、多調理実習室、工作室、茶室</td></tr>
<tr><td rowspan="5">募集概要</td><td colspan="2">募集方法</td><td colspan="3">非公募</td></tr>
<tr><td colspan="2">募集要項配付期間</td><td colspan="3">令和８年７月３日～令和８年８月７日</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請書類受付期間</td><td colspan="3">令和８年７月３１日～令和８年８月７日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">募集内容</td><td>指定期間</td><td colspan="3">令和９年４月１日～令和１２年３月３１日（３年間）</td></tr>
<tr><td>指定管理
業務内容</td><td colspan="3">①　長浜市市民まちづくりセンター条例第３条各号に掲げる事業の実施に関する業務
・市民主体の住みよく特色あるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進に関すること。
・市民と行政による協働の取組の推進に関すること。
・生涯学習事業の推進に関すること。
・地域課題に対する住民の学習及び活動の支援に関すること。
・地域の情報発信及び地域の人材を活用した学習の拠点づくりに関すること。
・上記のほか、設置の目的を達成するために必要な事業。
②　管理施設（附帯設備を含む。）の維持管理に関する業務
③　管理施設の使用許可に関する業務
④　管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
⑤　その他市長が必要と認める業務</td></tr>
<tr><td>指定管理料
限度額</td><td colspan="3">令和９年度　　１９，０４５，０００円
令和１０年度　１９，０４５，０００円
令和１１年度　１９，０４５，０００円
※この額は、現行の消費税率（10%）に基づき積算している。協定の締結及び支払いにおける指定管理料の額は、その時期に応じた消費税率で計算し直したものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">応募状況</td><td colspan="2">申請者（合計１者）</td><td>共同申請の場合の構成</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td>申請者</td><td>長浜市勝町 490 番地</td><td>六荘まちづくり協議会</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">審査方式</td><td colspan="3">長浜市指定管理者制度運用マニュアルに基づき担当課において、指定管理者指定申請書の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査した。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">審査の概要及び結果</td><td colspan="2">審査経過</td><td>募集要項等の配布（令和８年７月３日～令和８年８月７日）
申請書類の受付（令和８年７月３１日～令和８年８月７日）
申請者審査（令和８年９月１１日～令和８年９月１４日）
　申請者の申請書の審査を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">審査基準</td><td>１　事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。
２　事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
３　公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
４　事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
５　その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審査結果</td><td>指定管理者の候補者</td><td>六荘まちづくり協議会</td></tr>
<tr><td>審査結果及び理由</td><td>【審査基準に基づく採点結果】
<table><tr><th rowspan="2">審査基準</th><th rowspan="2">配点</th><th>申請者の点数</th></tr><tr><th>六荘まちづくり協議会</th></tr><tr><td>審査基準１</td><td>３０</td><td>２３．５０</td></tr><tr><td>審査基準２</td><td>７０</td><td>５６．７５</td></tr><tr><td>審査基準３</td><td>２５</td><td>２２．００</td></tr><tr><td>審査基準４</td><td>６０</td><td>４９．２５</td></tr><tr><td>審査基準５</td><td>１５</td><td>１２．７５</td></tr><tr><td>合計</td><td>２００</td><td>１６４．２５</td></tr><tr><td>（参考）１００点換算割合</td><td>１００</td><td>８２．１２５</td></tr></table>【指定管理料の提示額】
<table><tr><th>申請者</th><th>提示額</th></tr><tr><td>六荘まちづくり協議会</td><td>金１９，０４５千円／年</td></tr></table>【理由】
　六荘まちづくりセンターについては、地域のまちづくり活動の拠点となる施設であり、地域課題や地域の実情を熟知し、連合自治会をはじめとした地域の各種団体と一体的な活動を展開し、地域振興及びまちづくり活動に取り組んでいる六荘まちづくり協議会による管理運営が最もふさわしいと考えられる。
　候補者の提案内容からは、これまでの生涯学習事業、まちづくり事業をベースとし、関係団体等と連携しながら積極的に事業に取り組む姿勢が感じられ、事業の充実が期待できることから指定管理候補者として適当であると判断した。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">市が選定する指定管理者の候補者</td><td colspan="2">六荘まちづくり協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">【理由】
　長浜市指定管理者制度運用マニュアルに基づく審査結果をふまえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条の各号のいずれにも適合し、適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を六荘まちづくりセンターの指定管理者の候補者に選定した。</td></tr>
</table>